

カセ坊商品券 取扱店募集要項

1 事業の概要

項 目		内 容
事業主体		上山市
事業目的		食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者の支援や、地域経済の回復を目的として、市内取扱店のみで利用可能な地域商品券を配付するため、本業務を実施するもの
配布対象者		全市民(令和8年4月1日現在で住民登録がある人)
商品券	発行部数	27,000 部
	1枚あたりの額面	1,000 円(釣り銭は出ない)
	1人に対する配付額	12,000 円(1,000 円×12 枚)
	構成	全店共通券(大型店、小型店) 8枚(8,000 円分) 小型店限定券(大型店除く) 4枚(4,000 円分)
	大型店と小型店の定義	<u>大型店</u> :店舗面積(総面積)が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の小売店及び商業施設(大型店内のテナントについては、テナント毎に判断する。また、市内に複数の小売店がある場合は、最も大きな面積の店舗で大型店・小型店を判断する。) <u>小型店</u> :大型店以外が小型店となる
	発行額	約3億 2,400 万円
	使用期間	令和8年5月 15 日から令和8年8月 31 日まで
使用できないもの		(1) たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入 (2) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入 (3) 出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料等) (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ (5) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、証紙(市指定ゴミ袋含む)、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く。)等の不動産や資産性の高いもの(自動車)に関

		わる支払い (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に要する支払い (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの (9) その他、市が本業務の趣旨にそぐわないと判断したもの
換金	換金方法	換金日に上山市商工会へ「商品券」と「換金依頼書」を持参 ⇒ 振込日に登録口座に振込み ※諸事情により振込日が変更になる場合があります ※換金日振込日は別紙「換金受付表」参照
	受付期間	令和8年5月18日(月)から令和8年9月29日(火)まで
	受付時間	午前10時から午後4時まで
各種手数料等の負担		取扱店の登録手数料、事務手数料、換金手数料等の費用負担はなし

※部数は令和7年12月末時点での住民基本台帳を参考にしているため、変更になる場合があります。

## 2 順守事項

- (1) 商品券の売買及び譲渡等を行わないこと
- (2) 商品券と現金や他の電子マネー等との交換はしないこと。また、釣り銭は支払わないこと
- (3) 登録された店舗区分で使用できる種類の商品券のみを受け取ること
- (4) 商品券の使用があった場合、以下の確認を行うこと
  - ア 未使用かつ使用できる種類の商品券であること
  - イ 枚数
- (5) 商品券の偽造が疑われる場合、受け取りを拒否して速やかに上山市まで連絡をすること
- (6) ポスターの提示などにより取扱店であることを周知すること
- (7) 商品券の利用期間中においては特段の事情がない限り、取扱店登録の取り消しを行うことはできない

## 3 取扱店登録

(1) 登録事業所:取扱店は市内に事業所または店舗がある事業者で次の事業者以外とする

次に該当するものについては登録申請することはできません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等の営業を行う者

イ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者

エ 「1 事業の概要 (使用できないもの)」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等である者

オ 上山市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当するもの及び刑法(明治40年法律第45号)第96条の3もしくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭

和 22 年法律第 54 号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者

キ その他、当該事業の目的に照らして市長が不適当と判断する者

## (2) 店舗区分

「全店共通券(大型店、小型店)」、「小型店限定券(大型店除く)」の2種類の商品券を発行するため取扱店を次のとおり区分し、取扱店はいずれかひとつの店舗区分のみに該当するものとします。区分があいまいな店舗については、上山市において協議のうえ決定します。

店舗区分	内容	使用できる商品券
大型店	総面積が <u>1,000 m<sup>2</sup></u> 以上の小売店及び商業施設	全店共通券
小型店	大型店を除く店	全店共通券 小型店限定券

## (3) 提出書類: 取扱店登録申請書

提出書類を上山市において審査し、商品券による取引を許可する場合、取扱店としてポスター、運営マニュアル等を後日お渡しします。

**【留意点】** ※原則として、市内に本支店がある金融機関の口座が必要です。

※市内の複数の店舗を登録する場合、1店舗で1枚の申請書を提出してください。

## (4) 提出締切

ア 令和8年3月13日(金)までの提出事業所は、商品券送付時の「加盟店一覧」に掲載します。

イ 令和8年3月14日(土)以降の提出事業所は、商品券送付時の「加盟店一覧」には掲載されず、市ホームページへの掲載のみとなります。

## (5) 提出先

上山市商工会の会員・非会員により提出先が異なりますので注意してください。

### ①会員の事業者様

申請書を上山市商工会にお持ちいただくか郵送、FAX、メールにより提出してください。

住所: 〒999-3135 上山市南町8番 21 号

FAX: (023)672-3916

E-mail: kamino@shokokai-yamagata.or.jp

### ②非会員の事業者様

上山市役所商工課にお持ちいただくか郵送、FAX、メールにより提出してください。

住所: 〒999-3192 上山市河崎一丁目1番 10 号

FAX: (023)672-1112(余白に「商工課宛」と記入してください。)

E-mail: syoukousinkou@city.kaminoyama.yamagata.jp

## (6) 問合せ先

**【事業内容に関すること】** 上山市商工課(事務局) Tel:023-672-1111(内線 182, 184)

**【取扱店登録に関すること】** 商工会会員:上山市商工会 Tel:023-672-2057

商工会非会員:上山市商工課 Tel:023-672-1111(内線 182, 184)